

(1) 調査の経緯

元本学所属学生の学位論文について、(2018年4月)不正行為の疑いが存在するとの申立があった。本学ではこの申立内容から不正行為の可能性があると判断し、「大阪大学における公正な研究活動の推進に関する規程」を準用して、本学研究公正委員会の下に調査委員会を設置し、予備調査及び本調査を行った。

調査を実施した結果、当該論文については不正行為(盗用)があったとの結論に至り、本学研究公正委員会は不正行為(盗用)と認定した。

(2) 不正行為の内容

当該論文には、他の著作物の引用元が表示されていないものや適切に表示されていないもの、また引用元のテキストの中間部分の削除(語句の追加・変更等を含む。)をして記載していたものなどの不正行為(盗用)が広範囲にわたって存在していた。

(3) 学位授与の取消し

当該不正行為は、大阪大学学位規程第22条第1項(不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき)に該当することから、総長は、大学院国際公共政策研究科教授会での審議、更に全学的な見地からも意見を聴き、その結果を踏まえて、2019(令和元)年8月21日開催の教育研究評議会の議を経て、同日付けで学位授与の取消しを決定した。

(4) 学位授与の取消しを受けての対応

大阪大学として、これまでも研究不正等の防止に向けて研究倫理に関する取組みを行っており、また剽窃チェックソフトも導入(2014年度)しているが、今後はそれらの取組みを徹底していく。

また、このたびの事態を重く受け止め、2019(令和元)年8月21日付けで当時の指導教員等関係者に対して訓告等を行うとともに、全学を挙げて再発防止への取組を一層徹底することとした。